

新潟市秋葉区農業委員会 7 月定例総会議事録

1 開催日時 令和元年 7 月 31 日（水）午後 3 時 30 分から午後 4 時 5 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (16 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
委員	6 番	笠原 綱生
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

9 番	早川 秀則
10 番	窪田 陽一

第 2 議事

議案第 13 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 14 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地所有適格法人の要件確認の報告について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係	田中 学
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

佐藤事務局長	<p>お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和元年度7月定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p><挨拶></p>
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、本日は、全員出席となっております。従って、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。</p> <p>それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議長(小倉会長)	<p>それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんから異議がありませんので9番・早川委員、10番・窪田委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案として提案されている案件に入ります。</p>
議長	<p>議案第13号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局
(田中係長)

議案第 13 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてです。
議案書 1 ページ、番号 1 をご覧ください。

譲渡人 A 氏、譲受人 B 氏、
金津地区の案件で、木伏推進委員の担当地区です。

本件は譲受人 B 氏の住宅敷地拡張を目的として、転用及び所有権移転を行うものです。

申請地は兩名の住宅敷地に挟まれており、譲受人が農具あるいは肥料等の置場として簡易的な農業用建物を設置するなど慣行的に利用していたことから、法令に合致した状態とすることを目的として申請したものです。

本件の申請地は農振農用地区域外農地 2 筆 133 ㎡で、いわゆる中山間地に位置していることから第 2 種農地と判定しました。

また、先ほど述べたとおり、本件土地において譲受人が無許可で土地を借り受けて建物を設置していたことについて、始末書付でこれを受理したものです。

なお、本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。
本件は農地部会に付されました。

次に、議案書 1 ページ番号 2 をご覧ください。

譲渡人 C 氏、譲受人 D 氏、
草水地区の案件で、吉澤進委員の担当地区です。

本件は譲受人の駐車場敷地とする目的で、転用及び所有権移転を行うものです。

しかしながら、申請地は既に譲受人が簡易な車庫を設置し、駐車場として利用されていたことから、法令に合致した状態とする目的で申請を行いました。

本件申請地は農振農用地区域外農地 2 筆 80 ㎡で、周辺は既に宅地化されておりますが、公官署や病院等の指標となる建物が存在しないため第 2 種農地と判定しました。

また、先ほど述べたとおり、本件土地において譲受人が無許可で土地を借り受けて建物を設置していたことについて、始末書付でこれを受理したものです。

なお、本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。
本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからのご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長報告

令和元年7月27日に開催されました農地部会における、農地法第5条第1項の規定による許可申請2件の調査内容について報告します。

議案書1ページ1番の案件です。

本件の譲受人B氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、現在の住宅敷地が手狭であったため、従来から借地のうえ小屋を建てるなど利用していたところ、農地であることが判明したため、所有権移転を機会として法令に従い手続きを行ったとの説明を受けました。

次に、現存する小屋は借地当初のものか尋ねたところ、譲受人の父が借地した際に建てたと思われるが、詳細は記憶にないとのことでした。

また、今回の売買は今後の新たな建築を予定して行ったものか尋ねたところ、予定はないとのことでした。

部会としては、無許可による賃貸借及び違反転用について始末書が提出されたこと、および近隣に農地が存在しないことから追認相当と判断しました。

なお、譲受人には許可後は申請通りに使用することを指導し、譲受人はこれを了承しました。

次に議案書1ページ2番の案件です。

本件の譲受人D氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、平成14年に家族の車の台数増加に伴い借地したが、農地とは承知しておらず現在に至り、是正する目的で申請したとのことでした。

次に、台数増加予定について尋ねたところ、予定はないとのことでした。

部会としては、無許可による賃貸借及び違反転用について始末書が提出されたこと、および近隣に農地が存在しないことから追認相当と判断しました。

なお、譲受人には許可後は申請通りに使用することを指導し、譲受人はこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 13 号は、原案どおり決定しました。

議長

次に追加議案の
議案第 14 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決意についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局
(田中係長)

議案第 14 号農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてご説明いたします。

追加議案書 1 ページ 1 番をご覧ください。

譲渡人 E 氏、譲受人 F 氏、

大蔵地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は畑 1 筆 72 m²です。

譲受人は妻及び子と共に経営を行っており、水稻を約 19 h a，蔬菜を約 1 h a 栽培しています。

本件は譲受人の規模拡大を目的として申請がなされており、10a あたりの対価は 40 万円です。

また、申請地は農振農用地区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

なお、本件は 100 m²未満の農地に関する売買のため、部会省略となりました。

また、本件は農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第14号は、許可相当として意見決定することとしました。

ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地法第5条転用届出に関する受理について

農地所有適格法人の要件確認の報告について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の2ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。
記載のとおり2件受理いたしました。

(田中係長)

3ページをご覧ください。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。
記載内容のとおり3件受理しました。

続きまして、

4ページ及び5ページをご覧ください。

報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届書の受理についてで
す。

記載内容のとおり9件受理いたしました。

次に、6ページをご覧ください。

報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり4件受理いたしました。

次に、7ページ及び8ページをご覧ください。

報告事項、農地所有適格法人の要件確認に関する受理についてです。

記載内容のとおり11件受理し確認いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

佐藤千穂子委員

7ページ1番のG法人が法人形態として特例有限会社となっているが、
これはどういう会社になるのか。また、8番のH法人の売上に占める農業
の割合が90%となっているが、残りの10%は何の売上手なのか教えていただ
きたい。

それから、11番のI法人の主要農産物の中に野菜があるが、具体的にど
のような野菜か分かったらお聞きしたい。

事務局

2006年の会社法の施行により有限会社制度は廃止されたところですが、し
かし、それまであった有限会社は特例有限会社として存続し、有限会社に
類した制度の適応を一定限度で引き続き受けることとなりました。また、H
法人の10%の売り上げは、他の農家が作った米を引き受け販売したもので
す。11番のI法人の野菜の具体的品目については、事務局では把握してお
りません。

議長

他にありませんか。

議長

他にご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和元年度7月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 早 川 秀 則

署名委員 窪 田 陽 一